



平成 23 年 2 月 15 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

行財政構造改革審議会会長 平松 一夫

行財政構造改革推進方策の変更の案について（意見）

平成 23 年 2 月 11 日付け諮問第 175 号で諮問のあった標記のことについて、
別添のとおり意見を提出します。

行財政構造改革推進方策の変更の案について（意見）

平成 23 年 2 月 15 日

1 はじめに

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えるなか、時代の変化に的確に対応していくためには、まずは地域や人が自ら考え行動することが求められる。

多様な地域が個性を發揮する元気な地域づくり、地域が元気になる人づくりを兵庫自らの力で主体的に進めていかなければならない。このため、整備が進む科学技術基盤や日本の縮図といわれる自然、歴史、文化など、兵庫のもつポテンシャルの高い財産を大いに活用すべきである。あわせて、デフレ円高対策の機動的な取組みや、災害対策、高病原性鳥インフルエンザ対策など安全安心の確保にも万全を期すべきことは言うまでもない。

昨年 12 月には、都道府県レベルでは全国初となる特別地方公共団体として関西広域連合が設立された。関西一丸となって分権改革の突破口を開く、まさにそのリーダーを兵庫は担っていかなければならない。

新しい時代に向け、県民に将来の見通しや展望を示しながら、元気な兵庫づくりに向けて取り組むことが求められている。

2 総括意見

新行革プラン策定から 3 年目となる平成 22 年度において、行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、社会経済情勢の変化や国の成長戦略等の政策動向を踏まえ、組織、定員・給与、事務事業、投資事業など行財政全般にわたり総点検を精力的に行い、第 2 次行革プラン（案）が策定された。

新たに算定した財政フレームでは、新行革プランにおける財源対策を行っても収支不足額が 1,740 億円生じる見通しとなっている。この対策として、経済成長率の低下等に伴う収支不足額(1,180 億円)については、追加の歳入歳出対策(590 億円)と県債管理基金の活用による特別な財源対策(590 億円)により解消を図ることとしている。

しかも、厳しい財政状況にあるものの、当審議会のこれまでの意見も踏まえ、兵庫の未来づくりに向けた施策展開を改革の基本方針としたことについては、評価できる。

しかしながら、依然として要調整額が 560 億円残っており、改革の先送りは許されない。実質公債費比率、将来負担比率、県債残高などの財政指標をみても、財政健全化は、今後数年間为正念場である。

引き続き、第 2 次行革プランを基本に行財政構造改革が着実に進められねばならない。

3 第2次行革プランの策定について

(1) 財政フレーム

新たな財政収支見通し

平成23年度当初予算を基本に新たに算定した財政フレームでは、平成23年1月に国が示した最新の経済成長率が新行革プランで用いた率を下回る水準になったことに加え、平成23年度から25年度までの3年間、地方税、地方交付税などの地方一般財源総額を平成22年度と同水準とする国の中期財政フレームの影響もあり、新行革プランにおける財政フレームで見込んでいた財源対策を行ってもなお、平成30年度までの収支不足額が1,740億円生じる厳しい見通しとなっている。

なお、直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との間に乖離が生じていないこと、近年の日本経済や本県経済の構造を反映させるべきであることから、従来用いていた乖離率を乗じないこととしたことは、適切と思われる。

収支不足への対応

経済成長率の低下等に伴う収支悪化分(1,180億円)については、県民生活への影響にも配慮しつつ、590億円(1/2)を歳入歳出対策で解消し、残り590億円(1/2)は、特別な財源対策として県債管理基金の活用で対応することとしている。また、国の中期財政フレームによる収支悪化分(560億円)については、要調整額として、今後、国の財政対策によって、その解消を求めていくこととしている。

要調整額については、引き続き国に対し地方財政対策の充実を求めるとともに、毎年度の歳入歳出改革、財政収支対策を行うことにより、その解消に取り組む必要がある。

財政運営の目標

国の中期財政フレーム期間中は、地方一般財源総額が固定されると見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、新たに平成23年度から25年度における中間目標を設定し、改革の着実な推進に努めることとしている。

国の中期財政フレーム期間中は、県債残高のピーク(平成25年度:40,056億円)を迎えると見込まれるほか、将来負担比率も高い水準(369.3~370.8%)で推移し、経常収支比率も改革期間中の最高値(平成24年度:99.4%)となると見込まれるなど、厳しい状況が続くため、中間目標に基づき、適切な財政運営に努められたい。特に、県債残高については、今後の金利上昇リスクにそなえ、厳しい財政運営状況の中にあっても、精力的にその縮減に努められたい。

(2) 主な項目

組織

ア 本庁

5部体制を維持するとともに、今後とも時代の変化に伴う多様な政策課題に総合的かつ機動的に対応できる簡素で効率的な組織体制を検討することとしている。組織再編の効果・課題を十分に検証・評価しつつ、引き続き、簡素で効率的な行政体制の構築に努められたい。

イ 地方機関

県民局について、地域における多様な県民ニーズや地域課題に総合的かつ的確に対応するため、引き続き県下10地域に存置することとしている。市町の行政体制等の状況を踏まえ、今後ともあり方を広く検討することとしており、引き続き検討を進められたい。

また、土地改良事務所の再編として、農林水産振興事務所に土地改良センターを設置することとしている。さらに、生活科学センターを再編し、県民局本局に消費生活センターを設置するとともに、生活科学総合センターにおける相談対応の体制強化や、人材育成、商品テストなどの取組みを充実することとしている。商品の欠陥究明など県が担うべき高度で専門的な役割について、可能な限り充実を図られたい。文化会館等については(財)兵庫県生きがい創造協会のノウハウを生かした活用を行われたい。さらに、業務の専門性・機動性の向上や、効率的・効果的な県民サービス提供の観点から、引き続き、事務所の見直しを検討されたい。

定員・給与

ア 定員

前期3カ年の削減状況を踏まえ、新たに平成25年度までの目標を設定のうえ、事務事業・組織の徹底した見直し等により、定員の削減を着実に進めることとしている。また、早期退職制度を実施し、高齢期における職員の働き方の多様な選択肢を確保することとしている。行政サービスの質的向上や、県民のくらしや安全安心の確保にも留意しつつ、計画的に推進されたい。

イ 給与

これまでの見直し内容を基本に、他府県の動向などを踏まえ、士気高揚にも留意しつつ、毎年度具体的に定めながら給与の見直しを推進することとしている。国や他府県、民間事業所の給与の状況や、本県の財政状況等を踏まえ、今後も、職員の士気高揚にも留意しながら、適切に対応されたい。

事務事業

ア 一般事業費の削減、事務費の削減、施設維持費の抑制

一般事業費について、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間に限り毎年度 10%削減し、このうち 4 %相当額は新規事業財源として活用することとしており、メリハリのついた事業執行に努めることとしている。事務費や施設維持費についても平成 22 年度当初予算額の 90%水準に抑制することとしているが、必要な事務費については、適切に確保し、効率的な執行に努められたい。

イ 重度障害者医療費助成事業及び乳幼児等医療費助成事業・こども医療費助成事業

所得判定単位の見直しについては、合算所得が多い世帯の方が助成対象となる場合もあるという問題点を解消し、より公平な所得認定を行おうとするものである。実施時期については、「平成 24 年度中の適切な時期からの実施をめざす」としている。十分に検討のうえ、進められたい。

ウ その他、市町ボランタリー活動支援事業等

その他、障害者小規模通所援護事業については、市町に対する交付税措置額と市町の実負担額との乖離を踏まえ見直す一方で、平成 25 年度以降も継続実施することを明確にしたこと、市町ボランタリー活動支援事業については、県事業としては廃止し、ひょうごボランタリープラザの実施するボランタリー助成事業で対応することとしたことなど、見直しの内容や趣旨を周知徹底する必要がある。

エ 兵庫の未来づくりに取り組む施策

総合的な少子対策、教育対策、安全安心の確保、経済の早期安定など全県的な課題に引き続き取り組むこととしている。

厳しい財政状況ではあるが、県民ニーズを的確に把握し、選択と集中を徹底し、元気で安全安心な兵庫の実現に向けた施策に積極的に取り組まれたい。

投資事業

ア 事業費総額の見直し

平成 23 年度から 30 年度までの事業費は、本県の平成 2・3 年度の間水準に毎年度の地方財政計画の伸びを反映させた水準（通常事業費）を基本に、平成 23 年度の経済・雇用対策及び 20 年度以降の災害関連等事業費を増額して算定することとしている。

経済・雇用対策や災害復旧事業などの臨時的な事業については、今後とも、財源措置の状況を踏まえ、必要に応じて機動的に実施するとともに、投資規模については、国の公共事業の動向や地方財政計画の投資水準等を勘案し、引き続きその適正化を図られたい。

イ 整備の基本的な考え方

今後、増加が見込まれる老朽化施設への対応などの課題に対処するために、「まもる」「つくる」「つかう」の分野間のシフトをさらに推進するとともに、老朽施設の修繕・更新にあたっては、アセットマネジメント手法を導入した施設の長寿命化により、総コストの低減等に取り組まれない。

ウ 県営住宅事業

県営住宅の集約を進めつつ、老朽化した県営住宅の建替を行うとともに、バリアフリー化など県の先導的な取組みも踏まえた公営住宅法改正への機動的な対応や、借上県営住宅の期間満了時の円滑な返還対策に留意されたい。

公的施設

民間施設の充実や施設の利用状況など施設を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県立施設としての必要性が薄れた施設は廃止し、廃止する施設のなかで地元市町が移譲を希望するものは移譲することとしている。

施設廃止後の取扱いの検討や市町への移譲にあたっては、地元市町の意向等を十分に踏まえ、進められたい。

試験研究機関

事業者や消費者等のニーズに対応し、研究成果が地域産業の振興や県民の安全・安心に直結した研究課題等に重点化を図るとともに、関西広域連合における広域連携等を推進することとしている。今後とも、事業者や消費者等のニーズに即した業務のさらなる重点化を図りつつ、大学や民間企業等との役割分担等を踏まえた効率的・効果的な運営等に一層努力されたい。

教育機関

ア 県立大学

より高度な人材育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携など多様化するニーズに対応することにより、学生や地域にとって魅力ある大学づくりなどを推進することとしている。この中で、平成 25 年度を目途に公立大学法人への移行を検討することとしている。

今後とも、これまでの各県立大学の伝統を踏まえた個性・特色を生かす大学のあり方や効率的な大学運営について十分に検討し、精力的に取り組まれない。

イ 県立高等学校・特別支援学校

県立高等学校については、望ましい学区のあり方の検討や、魅力ある学校づくりなどを推進することとしている。

特別支援学校については、地域の実情を踏まえた規模過大校解消に向け

た対策の検討や、市町が配置する特別支援教育支援員への指導助言や資質向上のための取組みを充実することとしている。

未来への投資は欠かせない。魅力ある学校づくり等に引き続き取り組むとともに、その情報発信に力を注がりたい。

公営企業

ア 企業庁

地域整備事業について、事業環境の悪化等を踏まえ、企業ニーズ等を的確に把握しながら、分譲年次計画の見直しや分譲戦略の再構築を行うこととしている。今後とも、健全経営をめざし取組みを推進されたい。

また、(株)夢舞台は、経営の健全化に努める必要がある。

イ 病院局

平成 22 年度に病院事業全体での当期純損益を黒字化し、平成 23 年度以降も黒字を維持することとしている。また、より良質な医療の提供に向け、診療機能の高度化を図るとともに、淡路病院、尼崎・塚口病院、こども病院などの建替を計画的に進めることとしている。厳しい財政状況下、県民の健康を守る拠点としての病院の計画的な整備は欠かせない。

引き続き、効率的・効果的な政策医療等や良質な医療サービスを安定的に提供していけるよう経営改革を着実に推進されたい。

公社等

社会情勢等の変化や公社等の役割の検証を踏まえ、さらなる見直しに取り組むこととしている。 県関与の見直し(憩の宿事業の移管[(財)兵庫県勤労福祉協会]) 県負担金の廃止((財)兵庫県職員互助会、(財)兵庫県学校厚生会) 事業執行体制の見直し(県立文化会館等の指定管理[(財)兵庫県生きがい創造協会])などの取組みを着実に進めていく必要がある。また、(社)兵庫みどり公社については、日本政策金融公庫資金の活用など資金調達の多様化を検討していくべきである。

引き続き、公社等のあり方について不断の検証を行うとともに、公社等経営評価委員会によるフォローアップを徹底されたい。特に、社会経済情勢の変化を踏まえ、公社等の必要性を見極め、その存続意義を、県民に分かりやすく情報発信されたい。

自主財源の確保

自己決定・自己責任の原則に基づく自主的な財政運営を展開するためには、自主財源を最大限に確保することが必要であり、引き続き積極的に取り組まれない。県税徴収はもとより、各種貸付金や使用料など未納付、未収金の債権回収の強化に取り組む、歳入確保の徹底を図られたい。

ア 県 税

負担の公平性の観点から、個人住民税の滞納対策について一層の取組強化を図られたい。

また、その他の税についても、脱税の摘発を含め適切に対処する必要がある。

イ 財産収入等

低・未利用財産等の計画的な処分（売却・交換・貸付等）、県立体育施設や県立都市公園等への命名権（ネーミングライツ）の導入など自主財源の確保に積極的に取り組まれたい。

先行取得用地等

引き続き民間の利活用も含め、幅広く検討を行うとともに、当面利活用の目処が立たないものについて、県有環境林としての取得を検討することとしている。先行取得用地については、今後とも、可能な限り早期の事業化等が図られるよう取り組まれたい。

4 平成 23 年度の当初予算について

（ 1 ）選択と集中の徹底

第 2 次行革プランのスタートの年となることから、プランの取組みを基本に定員・給与、事務事業、投資事業など行財政全般にわたり見直しが行われている。一方で、安全で安心な兵庫づくりに向け、経済の自立、生活の質の向上、地域の自立の 3 つを基軸に据え、「新時代の経済社会をつくる」「安全安心の基盤をつくる」「質の高い生活をつくる」「地域の魅力と元気をつくる」「兵庫の自立の枠組みをつくる」を 5 つの柱に施策の重点化を図っている。

（ 2 ）財源対策

歳入面では、県税収入が増収となる一方、臨時財政対策債を含めた地方交付税は減収と見込まれる中、社会福祉関係経費や公債費が増加することから、依然として 800 億円を超える収支不足額が見込まれる厳しい財政状況にある。

収支不足については、退職手当債や行政改革推進債の発行、県債管理基金の活用により対応している。

今後とも、経済動向や国の政策動向などを十分注視し、機動的かつ効率的な財政運営に努められたい。

5 今後の取組み、県政運営についての提言

社会経済情勢の変化や国の政策動向等は予断を許さず、地方財政を取り巻く環境はなおも厳しい。不退転の決意をもって行財政構造改革に邁進し、県の行財政基盤の確立に取り組むよう要請する。

あわせて、元気な兵庫をつくるため、未来に向けた投資の観点からの取組みに力を注ぐとともに、中長期的に安定した地方財政制度の確立について、国に強く要請されたい。

(1) 行財政構造改革の周知について

- ・ 3年ごとの総点検の仕組みを明確に条例で規定し、精力的に取り組んだことはあらためて評価できる。改革の取組みを今後も広く発信していくべきである。
- ・ 「公共」は、本来、行政や地域団体、県民それぞれが応分の負担、役割を担うものであるが、社会の変化のなかで、行政サービスの充実には必ず負担が伴うことや、自己責任の原則が忘れられているのではないかと懸念される。県民一人ひとりが、地域社会のためにできることを考え、行動していくためにも、自らが乗っている船の状況、すなわち県の財政状況について周知を図り、県民の理解を深めていく必要がある。

(2) 行政のあり方等について

- ・ 行政として果たさなければならない役割を吟味するなかで施策の重点化を徹底すべきである。安全・安心を支えるセーフティネットの役割の重要性は言うまでもない。一方で、広範できめ細かなサービス・施策の提供もさることながら、将来に向けて種を蒔く観点から、地域や県民の夢の実現に向けた取組みへの支援、地域活性化や税収増につながる発展的な取組みの後押しが今後の行政のあり方とすべきである。
- ・ 広域連合には新しい枠組みとして様々な活用の可能性がある。例えば、病院や警察、消防防災などの専門分野の人材確保・共有について大胆に取り組むべきである。
- ・ 施策面でも職員士気の面でも、がんばる者が報われる仕組みが基本となるべきである。
- ・ 定員削減が進むなか、県民の期待に応えていくためには、事務手続きや会議を簡略化するなど事務改善の取組みを積み重ね、各部門の業務効率をあげていく必要がある。なお、不適切経理問題などについては、行政として襟を正さなければならない。適正な事務執行、組織管理を徹底すべきである。

(3) 兵庫の未来づくりについて

- ・ 兵庫の未来は子どもたちから生まれる。スポーツ、芸術文化など、子どもたちの能力を伸ばす教育は未来への投資である。「スポーツ王国」「文化王国」を

目指す取組みを通じて、地域が元気になる。一方、社会のルールやしつけについての教育の徹底にもっと注目すべきである。

- ・ 企業活動の分野でも、兵庫発の先取性、発信力を高める視点が必要である。大学などの集積も生かし、内外に情報発信できる先進的な取組みを後押しすべきである。若者に夢と希望を与え、雇用を生み出す企業が育ち、集まる取組みが求められる。
- ・ 県民一人ひとりの善意を生かし、広げる取組みを進めるべきである。また、若者や高齢者の社会参加への意欲を高める視点も必要である。阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、人々が支え合う「善意の県」を目指すべきである。
- ・ 兵庫は広大で多様性に富んでいる。また、海、山、川の豊かな自然環境は大きな財産である。阪神間の都市部と但馬や淡路、播磨の課題が異なるのは言うまでもないが、同じ郡部の中でもさらに異なるはずである。地域の魅力をいかに引き出し、広くアピールするか、きめ細かな対応が問われる。

(4) 地方税財源の充実に向けて

我が国の厳しい財政状況に鑑みると、国・地方を通じた歳入増が不可欠である。医療、福祉等の社会保障はもとより、教育、警察をはじめとして住民生活に必須の行政サービスを今後とも安定的に供給するためには、消費税・地方消費税を充実するほかないと考えられる。特に、地域の自立を確立するためには、地方税財源の抜本的な充実が不可欠である。偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築を国に強く求めていくべきである。